



契約担当官  
航空自衛隊西部航空警戒管制団  
会計隊長 福澤 純一

## 公 告

下記より入札を実施するので「入札(見積)及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

件名(品名)	供給場所	履行期間	備考
電力需給	航空自衛隊背振山分屯基地	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	細部は、電力需給契約仕様書による

- 2 入札方式： 一般競争入札
- 3 入札日時： 令和3年2月25日 10時30分～
- 4 入札場所： 航空自衛隊春日基地 会計隊入札室
- 5 入札参加資格： (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと  
(3) 次の資格を付与されていること  
ア 資格 全省庁統一資格  
イ 年度 平成31・32・33年度  
ウ 種別 物品の販売  
エ 地域 九州沖縄  
オ 等級 A B C  
(4) 防衛省 防衛装備庁長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと  
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと  
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官 が認めた場合には、この限りではない。  
(7) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者  
(8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別途配布する「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の提示について」の入札適合条件を満たすこと
- 6 保証金： (1) 入札保証金： 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除  
(2) 契約保証金： 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除
- 7 入札方法： (1) 総額による。ただし、入札価格の算定にあつては、燃料調整費及び再生エネルギー発電賦課金は考慮しない。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額を入札書に記載すること。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 8 入札の無効： (1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札  
(2) 入札に関する条件(入札(見積)及び契約心得並びに本公告等に示された条件等)に違反した入札
- 9 契約書の作成： 有
- 10 適用する契約条項： 航空自衛隊標準契約条項 電力需給 契約条項及び適用契約条項 外
- 11 契約条項を示す場所： 航空自衛隊春日基地 基地業務群会計隊 事務室
- 12 その他： (1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。  
(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにその旨を「問い合わせ先」の担当者に連絡をするとともに「資格審査結果通知書」の写し、「適合証明書」及びこれを証明する書類、特定電源割当計画書を提出するものとする。  
(3) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。  
(4) 郵便入札の可否 可 入札日の前日までに必着とする。  
(5) 入札参加希望の方は、令和3年2月19日までに下記まで連絡願います。
- 13 問い合わせ先 航空自衛隊春日基地 会計隊契約班  
担当者 関谷 電話番号 092-581-4031(内線2895) FAX番号 092-571-5594

入札参加希望者 各位

契約担当官

航空自衛隊西部航空警戒管制団

会計隊長 福澤 純一

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の提示について  
(依頼)

標記について、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等について、下記のとおり提示しますので、条件等をお読みの上、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、公告に示した期日までに西部航空警戒管制団会計隊契約隊まで提出して下さい。

## 記

## 1 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、次の配点表①から④までに示す得点の合計が70点以上であること。

配点表（九州電力管内）

要素	区分	配点
①平成30年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.810未満	20
	0.810以上	0
②平成30年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成30年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 2 契約期間内における努力等

- (1) 契約相手方は、契約期間の1年間についても、前項第1号の配点表の評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 前項第1号の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間終了後、可能な限り速やかに前項第1号の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

## 3 入札の無効

入札心得に定める場合及び第1項に定める条件に満たない者の入札は、無効とする。

- 添付書類：1 各用語の定義  
2 適合証明書

## 各用語の定義

用語	定義
①平成30年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	「平成30年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成30年度の調整後二酸化炭素排出係数
②平成30年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成30年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を平成30年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 <u>(算定方式) 平成30年度の未利用エネルギーの活用状況 (%) = 平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量 ÷ 平成30年度の供給電力量(需要端) × 100</u> 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 (1) 工場等の廃熱又は排圧 (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。) (3) 高炉ガス又は副生ガス 3 平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 平成30年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式による。 (算定方式) <u>平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥ × 100</u> ① 平成30年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) ② 平成30年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。) ③ グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、平成30年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証明の量(kwh) (ただし、平成29年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

	<p>⑥ 平成30年度の供給電力量（需要端（kwh））</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kw未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については、含まない。）</p> <p>2 平成30年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 平成30年度の供給電力量（⑥）には、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

# 適合証明書

令和 年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊西部航空警戒管制団  
会計隊長 福澤 純 一 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 平成30年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	平成30年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	平成30年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成30年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 第1項の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入日から1年以内に限る)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 第2項の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、用語の定義により算出した値を記載すること。

注3) 第1項の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、第2項の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 第1項及び第2項の条件を満たすことを示す書類を添付すること。